

事務連絡
平成 29 年 7 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

「コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する医薬品の
小児に係る用法・用量の取扱い等について」の一部訂正について

平成 29 年 7 月 4 日付け薬生薬審発 0704 第 3 号・薬生安発 0704 第 6 号厚生労働省
医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・安全対策課長連名通知「コデインリン酸塩水
和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する医薬品の小児に係る用法・用量の取扱
い等について」の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正方よろし
くお願いいたします。

記

該当箇所	正（下線部修正）	誤
第 1 要指導・一般 用医薬品について 4 迅速審査の手続 について	(4) 厚生労働大臣宛の申請 の手数料については、以下 のとおりとすること。 ア 一変申請をするもの については、医薬品、医療 機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関す る法律関係手数料令（平 成 17 年政令第 91 号）（以 下「医薬品医療機器法関 係手数料令」という。）第 7 条第 1 項 2 号イ（23） 及び第 32 条第 1 項第 2 号 イ <u>(11)</u> に基づく手数料 とすること。	(4) 厚生労働大臣宛の申請 の手数料については、以下 のとおりとすること。 ア 一変申請をするもの については、医薬品、医療 機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関す る法律関係手数料令（平 成 17 年政令第 91 号）（以 下「医薬品医療機器法関 係手数料令」という。）第 7 条第 1 項 2 号イ（23） 及び第 32 条第 1 項第 2 号 イ（9）に基づく手数料 とすること。